

## 28. 国家戦略特別区域・国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却 又は税額控除の延長及び一部見直し

### 1. 改正のポイント

#### (1) 趣旨・背景

国家戦略特区・国際戦略総合特区いずれも国際競争力の強化・経済活動の拠点形成を図る目的から課税の特例措置の延長を行う。

一方で、そもそも租税特別措置等は特定の政策目的を実現するための例外的な手段であることを踏まえ、過去の実績・今後の見込みともに件数が少ない事業について適用を除外する見直しを行う。

#### (2) 内容

①国家戦略特区・国際戦略総合特区において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する(平成32年3月31日まで)。

②国家戦略特別区域法等の改正・関係法令の改正を前提に、対象事業縮小の見直しを行う。

③平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた確認に係る事業実施計画・指定に係る指定法人事業実施計画に記載されたものを除く。)につき、特別償却率及び税額控除率引き下げの見直しを行う。

#### (3) 適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得等し、事業供用した資産について適用される。

なお、特別償却率及び税額控除率の引き下げは、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた確認に係る事業実施計画・指定に係る指定法人事業実施計画に記載されたものを除く。)につき適用される。

#### (4) 改正の影響

国家戦略特区・国際戦略総合特区のいずれも延長2年目の特別償却率及び税額控除率引き下げが行われるため、引き下げ前の償却率等適用のためには平成31年3月31日以前に適用の検討が必要となる。

## 2. 改正の内容

### (1) 国家戦略特区において機械等を取得した場合

項目		改正前	改正後
適用対象法人		・青色申告書を提出する法人 ・特定事業の実施主体として認定区域 計画に定められた法人であること	改正なし
適用期間		平成30年3月31日まで	平成30年4月1日～平成32年3月31日
制度の対象となる特定事業		①規制の特例措置の適用を受けるもの ②利子補給の対象となる指定金融機関から 事業を行うのに必要な資金の貸付けを受け て行われるもの	①改正なし ②事業を行うのに必要な資金の貸付けにつ いて利子補給金を受けて行われるものに 限定
適用対象事業(一部抜粋)		①高度医療に係る医薬品・医療機器の研究 開発・製造に関する事業 ②外国会社向けインキュベーションオフィス の整備・運営に関する事業 ③国際会議等への外国人の参加者の便宜と なるサービスの提供に関する事業 ④外国会社等に勤務する者の子女等を対象 とした外国語による教育に関する事業	左記事業のうち③及び④の2事業を除外
適用対象設備	機械装置	1台又は1基あたり2,000万円以上	改正なし
	開発研究用器具備品	1台又は1基あたり1,000万円以上	改正なし
	建物、附属設備、構築物	合計1億円以上	改正なし
税制措置 延長1年目 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	機械装置 開発研究用器具備品	50%特別償却 又は 15%税額控除(※1)	改正なし
	建物、附属設備、構築物	25%特別償却 又は 8%税額控除(※1)	改正なし
税制措置 延長2年目(※2) 平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	機械装置 開発研究用器具備品	50%特別償却 又は 15%税額控除(※1)	45%特別償却 又は 14%税額控除(※1)
	建物、附属設備、構築物	25%特別償却 又は 8%税額控除(※1)	23%特別償却 又は 7%税額控除(※1)

※1 税額控除は、法人税額の20%を限度とする。

※2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた確認に係る事業実施計画に記載されたものを除く。)につき適用される。

## 2. 改正の内容

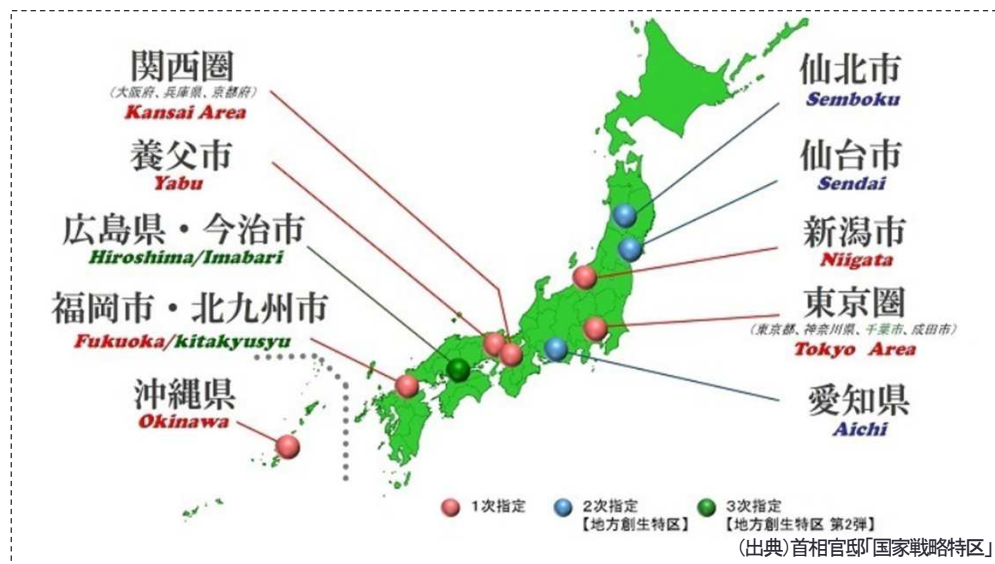
### (2) 国際戦略総合特区において機械等を取得した場合

項目		改正前	改正後
適用対象法人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告書を提出する法人</li> <li>・認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する法人であること</li> </ul>	改正なし
適用期間		平成30年3月31日まで	平成30年4月1日～平成32年3月31日
適用対象事業(一部抜粋)		<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境負荷低減その他環境保全等に関する事業</li> <li>②医療技術等の研究開発等に関する事業</li> <li>③国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業</li> <li>④国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業</li> </ul>	左記事業のうち③及び④の2事業を除外
適用対象設備	機械装置	1台又は1基あたり2,000万円以上	改正なし
	開発研究用器具備品	1台又は1基あたり1,000万円以上	改正なし
	建物、附属設備、構築物	合計1億円以上	改正なし
税制措置 延長1年目 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	機械装置 開発研究用器具備品	40%特別償却 又は 12%税額控除(※1)	改正なし
	建物、附属設備、構築物	20%特別償却 又は 6%税額控除(※1)	改正なし
税制措置 延長2年目(※2) 平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	機械装置 開発研究用器具備品	40%特別償却 又は 12%税額控除(※1)	34%特別償却 又は 10%税額控除(※1)
	建物、附属設備、構築物	20%特別償却 又は 6%税額控除(※1)	17%特別償却 又は 5%税額控除(※1)

※1 税額控除は、法人税額の20%を限度とする。

※2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に記載されたものを除く。)につき適用される。

・参考① 国家戦略特別区域として指定されている区域



・参考② 国際戦略総合特別区域として指定されている区域

**総合特区一覧マップ**

☆ 国際戦略総合特区  
● 地域活性化総合特区

国際戦略総合特区	
No.	国際戦略総合特区と地方公共団体等の名称
1	<b>北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</b> (北海道、北海道札幌市、函館市、帯広市、江別市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、上川郡新得町、清水町、河西郡芽室町、中札内村、更別村、広尾郡大樹町、広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄郡足寄町、陸別町、十勝郡浦幌町、北海道経済連合会)
2	<b>つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～</b> (茨城県、茨城県つくば市、国立大学法人筑波大学)
3	<b>アジアヘッドクォーター特区</b> (東京都)
4	<b>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区</b> (神奈川県、神奈川県横浜市、川崎市)
5	<b>アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区</b> (長野県、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、長野県諏訪郡下諏訪町、富士見町、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町、安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町、川辺町、可児郡御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、静岡県駿東郡清水町、愛知県、名古屋市長久手市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、弥富市、みよし市、あま市、愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、海部郡蟹江町、飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、三重県桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、名古屋港管理組合)
6	<b>関西イノベーション国際戦略総合特区</b> (京都府、京都府京都市、大阪府、大阪府大阪市、兵庫県、兵庫県神戸市)
7	<b>グリーンアジア国際戦略総合特区</b> (福岡県、福岡県北九州市、福岡市)

(出典)首相官邸「総合特区一覧」

### ・参考③ 税制措置の適用状況

		国家戦略特区（平成27年度～平成28年度）	国際戦略総合特区（平成24年度～平成28年度）
適用件数		2件	149件
適用額		23,517千円	15,920,427千円
平成27年度の 主な適用業種 (上位2業種)	特別償却	・サービス業 100.0%	・輸送用機械器具製造業 53.5% ・機械製造業 22.0%
	税額控除	・その他の製造業 100.0%	・化学工業 47.2% ・輸送用機械器具製造業 40.0%
適用事例	適用地域	関西圏(大阪府)	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区 愛知県稲沢市
	対象分野・設備	高度再生医療の研究開発・製造	ボーイング787等量産事業
	事業の概要	GMPIに適合した再生医療製品の安定供給を実現するため、安全性、安定性及び均質性を有する、他家由来iPS細胞を用いた再生医療製品を商業生産する方法の研究開発を行う	複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造
	取得される設備等	他家由来iPS細胞を用いた再生医療製品の製造設備等	複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備 (ボーイング787中胴・主翼等の製造)

(出典)平成30年度税制改正(租税特別措置)要望事項「租特透明化法」に基づく適用実態調査結果  
 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」  
 首相官邸「東京圏 国家戦略特別区域会議 東京圏 第15回 平成29年2月10日 資料1-4及び資料3」  
 首相官邸「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区 最新の総合特別区域計画 計画書」